

農業委員会その他名

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する協議

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について（平成17年4月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1 事務の委任 (農業委員会への委任事項)</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（<u>(2)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 法第49条第3項の規定による通知及び公示（<u>(4)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 法第49条第5項の規定による損失の補償（<u>(4)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 法第50条の規定による報告の徴収（<u>(2)から(6)までの事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 事務の委任 (農業委員会への委任事項)</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。</p> <p>(1) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業（同法第19条の規定による公告並びに同法第20条の2第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公告は除く。）に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）第4条の規定による嘱託登記に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（<u>(4)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 法第49条第3項の規定による通知及び公示（<u>(6)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 法第49条第5項の規定による損失の補償（<u>(6)の事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 法第50条の規定による報告の徴収（<u>(4)から(8)までの事務</u>に係るものに限る。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この協議は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。